

1 基本情報

大項目	快適な都市空間づくり
中項目	都市基盤の整備
小項目	土地利用
施策の方針	地域の実情や社会環境の変化を踏まえた適正な土地利用の見直しを進めるとともに、市街化区域においては魅力ある市街地の形成、郊外においては適正な土地利用を図ります。 また、中心市街地においては、人が集い、魅力ある街づくりを推進します。

2 現況と課題（平成28年度末の状況）

●市では、市街地が無計画・無秩序に郊外に広がることを防ぐとともに、市街地を計画的に開発して効率的な土地利用を行うため、昭和40年から土地区画整理事業を推進しています。事業は長期間にわたるため、現行の事業も施行期間内の完了を図る必要があります。

●市街地においては、社会環境や、地域の街づくりの計画の内容等を踏まえ、用途地域を見直す必要があります。また、ゆとりある住宅地の提供を検討することも必要です。

●上尾道路が圏央道に接続したことに伴い、本市の産業立地上の優位性がますます高まることが期待され、上尾道路沿道の適切な土地利用を推進する必要があります。

●都市計画と異なる土地利用の例も見られ、市街化調整区域の農地や自然環境を保全するためには、市が秩序ある土地利用を主導していく必要があります。

●都市計画で定められた土地利用を実現するためには、建築物の建築等用途地域に沿って適切に誘導することが必要です。

<法令等の改正>

3 施策経費の推移

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32
事業費(予算)	480,291	818,844			
人件費(予算)	234,527	204,385			
合計	714,818	1,023,229	0	0	0
対前年比	—	143%			

4 主な指標の取組状況

No.	達成状況	指標名		各年度実績値						取組内容とその評価・今後の方針	
		課名	指標の説明(計算式)	方向性	H27	H28	H29	H30	H31		H32
					各年度目標値						
1	A	施行中の区画整理事業の平均進捗率		95.9	96.9	—	—	—	—	全24地区のうち22地区は事業完成している。現在は、大谷北部第二地区と大谷北部第四地区の2地区で早期完成に向け事業を推進している。	
		市街地整備課	4区画整理事業(小泉・上平第三・大谷北部第二・大谷北部第四)の平均進捗率(累計)	↗	—	96.9	97.7	—	—		—
2	A	建築物の完了検査率		99.8	100	—	—	—	—	完了検査の申請がない場合、建築主・施工者・工事監理者へ完了検査を受検する指導は良い取り組みであった。今後も継続していく。	
		建築安全課	建築確認申請が行われた建築物のうち、完了検査を受けた割合(単年度)	↗	—	100	100	—	—		—
3						—	—	—	—		
4						—	—	—	—		
5						—	—	—	—		
6						—	—	—	—		
7						—	—	—	—		
8						—	—	—	—		
9						—	—	—	—		
10						—	—	—	—		
11						—	—	—	—		
12						—	—	—	—		

5 主な指標の達成状況

達成	A 目標に達しているもの	100%	2/2
未達成	B 前年度より改善しているもの	0%	0
未達成	C 前年度より改善していないもの	0%	0

1 基本情報

大項目	快適な都市空間づくり
中項目	都市基盤の整備
小項目	住環境
施策の方針	地区の住環境の維持・向上を図るため、住民が主体となって、より良い住環境を目指した地区独自のルールを取り決める地区計画や建築協定などの策定を支援します。

2 現況と課題(平成28年度末の状況)

●都市基盤が未整備のままとなっている地区のほか、すでに土地区画整理事業が完了した地区においても、社会情勢の変化に対応した良好な住環境の形成には、地区住民による街づくり活動の実施が重要です。上尾市街づくり推進条例の理念に基づき、住民主体の取組を支援していく必要があります。

●建築協定等の締結は地区住民の主体的な取組が必要なため、地区全体の意思統一が図られるよう支援していく必要があります。

●建築物については、適法適切な建築・維持管理を促していくことが必要です。

<法令等の改正>

3 施策経費の推移

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32
事業費(予算)	6,561	9,683			
人件費(予算)	92,324	103,885			
合計	98,885	113,568	0	0	0
対前年比	—	115%			

4 主な指標の取組状況

No.	達成状況	指標名		各年度実績値						取組内容とその評価・今後の方針	
		課名	指標の説明(計算式)	方向性	H27	H28	H29	H30	H31		H32
					各年度目標値						
					—	H28	H29	H30	H31	H32	
1	A	地区計画策定地区数(街づくり推進地区のうち)			2	2	—	—	—	—	街づくり推進地区における地区計画の策定は、街づくり協議会を設立し検討を行うため、一定の期間を要する。今後も、住民主体の街づくり活動を支援し、新規地区の策定及び策定済みの地区計画の見直しを行っていく。
		都市計画課	街づくり推進地区のうち、地区計画を策定している地区の数(累計)	地区	—	2	2	—	—	—	
2	A	建築協定締結地区数			11	11	—	—	—	—	建築協定の期限切れを迎える地区には再締結を促すとともに、新規の大規模な住宅開発では開発者に協定の締結の呼びかけを行っている。
		建築安全課	建築協定を締結している地区の数(累計)	地区	—	11	11	—	—	—	
3	A	建築物等の定期報告率			92.2	92.3	—	—	—	—	対象建築物・建築設備の所有者又は管理者へ定期報告実施の指導を行うほか、今後も法改正に伴う新規対象物を正確に把握し、所有者又は管理者へ通知を行っていく。
		建築安全課	建築基準法に規定する一定規模の建築物等のうち、定期報告を行っている割合(単年度)	%	—	92.3	92.5	—	—	—	
4							—	—	—	—	
5							—	—	—	—	
6							—	—	—	—	
7							—	—	—	—	
8							—	—	—	—	
9							—	—	—	—	
10							—	—	—	—	
11							—	—	—	—	
12							—	—	—	—	

5 主な指標の達成状況

達成	A 目標に達しているもの	100%	3/3
未達成	B 前年度より改善しているもの	0%	0
未達成	C 前年度より改善していないもの	0%	0

1 基本情報

大項目	快適な都市空間づくり
中項目	交通環境の充実
小項目	交通
施策の方針	市内循環バス“ぐるっとくん”や上尾市運行バスの運行により、市内の交通不便地域の解消を図ります。 また、鉄道を利用する市民の利便性の向上を図るとともに、市民が気軽に自転車を利用しやすいまちづくりを進めていきます。

2 現況と課題（平成28年度末の状況）

●市では市内循環バス“ぐるっとくん”や上尾市運行バスを運行して、公共交通が十分ではない地域の解消を図ってきました。市内循環バス“ぐるっとくん”については、利用者の利便性の向上と効率的・効果的な運行を目的として、平成27年度に路線の見直し・再編を行いました。今後はその効果を注視していく必要があります。

●本市は多くの市民が鉄道を利用しており、鉄道を利用する市民の一層の利便性向上を図ることが必要です。

●「自転車のまち あげお」として、安心・安全に自転車を利用できる環境の整備や、自転車の安全利用についての啓発が必要です。

●安心・安全に自転車を利用できる環境の整備として、放置自転車への対策や自転車駐車場の整備などに取り組むことも必要です。

<法令等の改正>

3 施策経費の推移

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32
事業費(予算)	270,650	200,224			
人件費(予算)	33,858	31,215			
合計	304,508	231,439	0	0	0
対前年比	—	76%			

4 主な指標の取組状況

No.	達成状況	指標名		各年度実績値						取組内容とその評価・今後の方針
				H27	H28	H29	H30	H31	H32	
		課名	指標の説明(計算式)	方向性	各年度目標値					
		単位	—	H28	H29	H30	H31	H32		
1	C	市内循環バス“ぐるっとくん”の利用者数		452,224	427,475	—	—	—	—	これまでの長大路線や民間バスとの重複路線の解消等を図るため、平成28年2月にぐるっとくんの再編を実施した。利用者数の減少については、再編による路線や運行時刻の変化が大きな要因の一つと考えられるが、引き続き利便性の向上にむけて取り組んでいく。
		交通防犯課	“ぐるっとくん”の年間利用者数(単年度)	人	—	453,000	453,000	—	—	
2	A	鉄道事業者への要望に対し改善が図られた数		1	1	—	—	—	—	毎年、鉄道輸送力増強推進協議会総会において、JRIに対する要望事項を決議し、毎年JR東日本榊高崎支社に当協議会会長である島村市長から要望書を直接手渡している。この要望活動を通じてJRIに対し、市民等の声を届けており、今後も利便性の向上等を図るため、当該事業を継続していく必要がある。
		交通防犯課	改鉄道輸送力推進協議会からJRIに対して改善を要望した項目のうち、改善した数(累計)	項目	—	1	1	—	—	
3	A	整備した自転車レーンの長さ		3.5	4.0	—	—	—	—	平成27年度は中新井小泉線、緑丘南線、小敷谷吉田通線の3路線(1,000m)、平成28年度は小敷谷吉田通線(500m)を整備した。今後も、上尾市自転車走行ネットワーク計画に基づき、自転車レーンの整備を進めていく。
		都市計画課	市道のうち、自転車レーンを整備した道路の長さ(累計)	km	—	4.0	4.5	—	—	
4	A	駅前放置自転車の撤去台数		734	712	—	—	—	—	午前7時から午前10時まで駅周辺の放置自転車禁止区域において、自転車整理指導業務を実施(日曜、祝日及び年末年始除く)。午前10時から午後4時まで放置自転車の整理及び駐輪場への誘導業務を実施(年末年始除く)。月1回駅周辺の放置自転車の撤去の実施。撤去台数は減少傾向にあるが、根本的な解決には至っていないことから、平成29年度に放置自転車等の実態調査を行い、この結果に基づき庁内検討会議等を踏まえ、抜本的な改善に取り組んでいく。
		交通防犯課	上尾駅前の放置自転車撤去台数(単年度)	台	—	730	710	—	—	
5						—	—	—	—	
6						—	—	—	—	
7						—	—	—	—	
8						—	—	—	—	
9						—	—	—	—	
10						—	—	—	—	
11						—	—	—	—	
12						—	—	—	—	

5 主な指標の達成状況

達成	A 目標に達しているもの	75%	3/4
未達成	B 前年度より改善しているもの	0%	0
未達成	C 前年度より改善していないもの	25%	1/4

1 基本情報

大項目	快適な都市空間づくり
中項目	交通環境の充実
小項目	道路
施策の方針	地域交通の利便性向上のため、上尾道路や第二産業道路をはじめとする国道・県道の整備促進を図ります。また、市道の整備により、市民の利便性と道路の安全性の向上を図るとともに、街路樹の適正な管理や違法占有物の撤去により、適切な道路の維持を図ります。

2 現況と課題（平成28年度末の状況）

- 国道・県道の早期完成のためには、地元との協議により理解を得ること及び関係機関への働きかけが必要です。
- 都市計画道路については、土地区画整理事業などの進捗に合わせて計画的に整備することや、事業費の確保・整備手法の検討が重要な課題です。
- 各地区から要望のある生活道路については、緊急性・安全性等を考慮しながら整備を進める必要があります。
- 快適な道路環境を維持していくには、街路樹の適正な管理や違法占有物の撤去が必要です。

<法令等の改正>

3 施策経費の推移

(単位：千円)

	H28	H29	H30	H31	H32
事業費(予算)	1,658,589	1,349,809			
人件費(予算)	249,465	259,070			
合計	1,908,054	1,608,879	0	0	0
対前年比	—	84%			

4 主な指標の取組状況

No.	達成状況	指標名		各年度実績値						取組内容とその評価・今後の方針	
		課名	指標の説明(計算式)	方向性	H27	H28	H29	H30	H31		H32
					各年度目標値						
1	A	国・県道の整備率		80.3	83.6	—	—	—	—	平成28年度に、国道17号上尾道路が市内全線開通し、各方面への移動時間が短縮するなど、利便性が大幅に向上した。今後の目標は現在事業中の県道さいたま菖蒲線バイパス(第二産業道路)の早期開通となる。	
		道路課	国道(上尾道路)及び県道(第二産業道路)の整備率(累計)	↗	—	83.6	85.0	—	—	—	
2	A	都市計画道路の整備率		66.9	67.2	—	—	—	—	平成28年度は、大谷北部第二土地区画整理事業地内の小敷谷今泉線及び大谷北部第四土地区画整理事業地内の小敷谷向山線について整備を行った。今後も、土地区画整理事業及び道路事業等により、計画的かつ効率的な整備に努める。	
		都市計画課 市街地整備課	都市計画決定した道路のうち、整備されている割合(累計)	↗	—	67.2	67.7	—	—	—	
3	A	拡幅整備した市道の延長数		104,604	105,328	—	—	—	—	各地区からの要望等に基づく生活道路の改良を毎年実施し、狭あい道路の減少に取り組んでいる。改良後の路線では、側溝の布設や舗装状況が改善され、路面の排水性や通行の安全性も向上している。引き続き、道路整備による改善を図っていく。	
		道路課	市道のうち、拡幅整備されたものの延長数(累計)	↗	—	105,104	105,558	—	—	—	
4	C	違反屋外広告物看板の撤去枚数		5,459	10,080	—	—	—	—	違反看板撤去業務をシルバー人材センターに委託し、定期的な撤去作業を行っており、道路の景観維持に取り組んでいる。今後は、道路パトロール等で違反看板設置者に対し、積極的に注意喚起を行っていく。 ※平成27年度は、西貝塚環境センターへの持ち込みが出来ず、一時保管場所を確保するまでの年度前半は撤去作業を行えなかったため、平成26年の実績9,909枚を参考とする。	
		道路課	県の屋外広告物条例に違反する看板等を撤去した数(単年度)	↘	—	9,860	9,810	—	—	—	
5						—	—	—	—		
6						—	—	—	—		
7						—	—	—	—		
8						—	—	—	—		
9						—	—	—	—		
10						—	—	—	—		
11						—	—	—	—		
12						—	—	—	—		

5 主な指標の達成状況

達成	A 目標に達しているもの	75%	3/4
未達成	B 前年度より改善しているもの	0%	0
未達成	C 前年度より改善していないもの	25%	1/4